

事実誤認に対する市の考え方について

	市議会 (令和5年12月定例会で可決された問責決議からの抜粋)	市 (令和6年2月22日開催の3月定例会にて示した市の考えから抜粋)
元職員の不祥事に関する責任	<b>《多額の預り金に対する管理責任》</b>	
	多額の預り金は元職員個人ではなく、市が預かったものであることから、それに対する管理責任がある。	今回和解が成立した国家賠償請求事件の被害者から、市が現金300万円を預かり、元職員がその預り金を横領したのは、 <b>大島副市長が就任する前</b> のことで、管理責任を負うものではない。
	<b>《元職員によるキャッシュカードからの度重なる窃盗を放置した責任》</b>	
	少なくとも刑事告発後は知っていながら放置した責任がある。	市が、平成31年1月に刑事告発を行ったのは、今回、被害者と和解が成立した事件とは別事件であり、 <b>刑事告発を行った時点では、市は元職員がキャッシュカードを不正使用して、現金を窃取していたことを認識し得なかった。</b>
	<b>《犯罪行為の通報があったことについて直ちに対応せず放置した責任》</b>	
犯罪行為の通報があったことについて、直ちに対応せず、放置した責任がある。平成30年12月4日に職員4名が前市長の指示に従って県警に通報に言った際に独断で呼び戻そうとした。	<b>通報した職員と元職員の両者からの事情を精査する必要がある</b> ことから職員の呼び戻しを行った。	
平成31年1月23日に市が詐欺罪の告発状を朝霞警察署に提出しているのに元職員を従前同様に勤務させ、結果として被害を拡大させたことに対する責任がある。	当時、元職員に証拠隠滅の恐れがあったことから、県警との協議の中で、 <b>県警から市に対して、本件が広まらないように普段どおりしておくようにとの要請があった。</b>	
令和5年12月議会での議会に対する態度	質問者を批判する発言で、質問を抑圧しようとした。	市議会令和5年12月定例会において、大島副市長が行った発言について、議員の質問を妨げようとした意図、認識はない。
通勤手当の二重受給	コロナ禍の緊急事態宣言発令中の2か月間、朝霞台、和光市駅間の通勤手当を受給しているにも関わらず、庁用車で送り迎えを受けており、通勤手当の不正受給があった。	<b>公益通報委員会では、「感染予防を目的として、一時的に、通勤方法を変更したものであり、常例とする通勤方法を変更したものではない」と判断</b> している。市も同様に、通勤手当の不正受給、二重受給にはあたらないと判断している。

詳しくは、市ホームページ「令和6年2月26日 「大島秀彦副市長に対する問責決議」に対する市としての考え方」のページをご覧ください。

URL : <https://www.city.wako.lg.jp/shisei/koho/1008401/1010463/1010455.html>